

原子力規制委員会の取組

(対象期間：令和7年4月1日～令和8年2月28日)

(令和7年度 3.11 報告)

(変更後)

原子力規制委員会

目次

はじめに	2
I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実.....	3
1. 原子力施設周辺の地方自治体及び住民との対話の推進	3
2. IAEA による我が国の原子力規制のレビュー.....	6
3. 原子力規制委員会自身の継続的改善	8
II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	10
1. 原子炉等規制法に基づく規制の着実な運用	10
2. 中部電力の不正行為への対応.....	12
3. 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の審議を踏まえた規制の改善	14
4. グレーデッド・アプローチの原子力規制への適用の強化.....	15
5. 核融合等の新たな技術の利用への対応.....	16
6. 原子力規制委員会における安全研究の推進	18
III. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	19
1. 核物質防護対策を充実する規制の見直し.....	19
2. 再処理施設等の審査の進捗に応じた保障措置の検討	21
IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明.....	22
1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に係る規制の改善.....	22
2. 事故調査分析の推進.....	23
V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	24
1. 放射線審議会の審議を踏まえた放射線防護の推進	24
2. 緊急時対応の実施、対応能力の維持・向上	25
3. 玄海原子力発電所周辺上空における光の確認事案への対応	26
4. 屋内退避の効果的な運用のための原子力災害対策指針の改正	27
5. 放射線モニタリングの実施と測定結果の分かりやすい情報発信.....	30
おわりに	31

はじめに

東京電力福島第一原子力発電所の事故の反省を深く心に刻み、二度と重大事故を起こすことのないよう、原子力規制委員会は、設置以来、毎年3月11日に1年間の取組を取りまとめて公表し（3.11 報告と呼んでいます）、自らの取組を見直す機会としています。

今年は、東京電力福島第一原子力発電所事故から15年に当たり、その原点に思いを馳せ、自らを振り返ることで、原子力規制委員会が大切にすべき事柄を改めて認識する機会として、大きな意義を持っています。

今回は、令和7年4月1日から令和8年2月28日までの原子力規制委員会の取組の要点を3.11 報告として取りまとめ、公表します。

平成29年度から令和6年度までの3.11 報告は、原子力規制委員会の取組全体を2月末時点で取りまとめていました。第11回原子力規制委員会※（令和7年5月28日）において3.11 報告の位置づけの明確化と簡素化の提案があり、第48回原子力規制委員会（令和7年12月17日）において、東京電力福島第一原子力発電所の事故の反省を受けて取り組んでいる原子力規制の現状をわかりやすく示すものとして、取組状況の要点を簡潔な文章と図表を積極的に活用して、読みやすく取りまとめることとしました。

令和7年度は原子力規制委員会第3期中期目標の初年度です。

第3期中期目標では、原子力規制の着実な実施と継続的な改善の歩みを止めず、さらに、中長期的に持続可能な規制組織への成長を目指して、安全上重要な分野へ規制資源を重点的に投入すること、原子力規制委員会が職員にとって魅力ある職場となることを目指しています。それらに向けて、令和7年度は着実な一歩を踏み出すための取組に重きを置きました。

※ 令和7年度中に開催した原子力規制委員会の会合名は「令和7年度」を省略して記載しています。

I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

1. 原子力施設周辺の地方自治体及び住民との対話の推進

原子力規制委員会は、第3期中期目標において、「積極的な分かりやすい情報発信や直接の対話などによる双方向でのコミュニケーションに戦略的に取り組み、原子力規制委員会に対する社会的な理解及び信頼を醸成する。」ことを目標の一つとしています。

原子力規制委員会委員長及び委員と地元関係者との意見交換を2回（美浜発電所周辺地域（令和7年7月29日）、川内原子力発電所周辺地域（令和8年2月14日））開催し、原子力規制委員会、地元自治体関係者双方の関心事項について理解を深めました。令和7年6月22日には柏崎市が主催する原子力防災セミナーで、伴委員が原子力災害による放射線被ばくの特徴と防護対策、災害時の心構えなどについての講演を行いました。

また、令和7年12月23日に原子力規制委員会委員長が福島県立安積高校の生徒との対話を行いました。

さらに、自治体からの要望を受けて地元で開催される議会や住民説明会に職員を派遣しました。そのうち、北海道電力泊発電所3号炉の設置変更許可については、関係自治体からの要請に応じて、住民説明会（7会場）や北海道議会等で繰り返し審査結果を丁寧に説明しました。説明に当たっては、祝祭日を含む数週間にわたって、管理職級職員をはじめとする多くの審査官を現地に派遣し、平易な表現や図表等も積極的に活用しながら可能な限り分かりやすくなるよう工夫しました。



図 1. 美浜発電所周辺地域の地元関係者との意見交換



図 2. 川内原子力発電所周辺地域の地元関係者との意見交換



図 3. 柏崎市原子力防災セミナーでの伴委員の講演



図 4. 山中委員長と福島県立安積高校生との対話企画

2. IAEA による我が国の原子力規制のレビュー

原子力規制委員会は、令和 5 年度に IAEA に正式要請した総合規制評価サービス (IRRS¹) について、令和 7 年 9 月に IAEA と共催した準備会合においてミッションの日程やレビュー範囲等を確定した上で、令和 8 年 1 月にミッションを受け入れました。

受入れに向けた準備として、令和 7 年 1 月から、IAEA 安全基準との整合性に関する事前質問への回答をまとめた自己評価書とその分析を踏まえたアクションプラン等からなる事前提出資料の作成を進めました。作成にあたっては、原子力規制庁の各課室が事前質問に対する回答案を作成し、IAEA 基準に精通した職員が回答案に対するレビューを行いました。さらに自己評価書案から対応すべき課題を特定し、原子力規制庁幹部の打合せも実施しながらアクションプランを整理しました。その上で、第 36 回原子力規制委員会 (令和 7 年 10 月 15 日) で委員間討議を行うなど、原子力規制委員会・原子力規制庁全体で確実に自己評価活動を行い、第 38 回原子力規制委員会 (令和 7 年 10 月 29 日) において事前提出資料を了承し、令和 7 年 11 月 25 日に IAEA に提出しました。

令和 8 年 1 月 26 日から 2 月 6 日まで、17 か国からの 18 名の専門家及び 5 名の IAEA 職員から成るチームによる IRRS ミッションを受け入れました。レビューアーによるインタビューや検査の実施状況の現地確認等への対応や、IRRS チームとの綿密なコミュニケーションにより、IRRS チーム側が現状について十分に認識した状態で評価を受けるとともに、効率的にミッションを運営することができました。

IRRS チームは、原子力規制委員会は明確なリーダーシップを持ち、安全と効果的かつ効率的な規制に焦点を当て、透明性のある意思決定を行っていると評価しました。また、原子力規制委員会がすべての原子力事業者とともに緊急事態対応の訓練結果を合同でレビューを行う会合を開催していることは、世界的なモデルとなり得る「良好事例」であるとの見解を示しました。

さらに、IRRS チームは、勧告及び提言には以下が含まれるとしました。

- 原子力規制委員会は、すべての規制機能にわたりグレーデッド (原子力・放射線安全上の重要性に応じて重み付けした)・アプローチを一貫して適用することにより、その全体的な実効性を更に強化することができます。このアプローチは、特に許認可プロセスとの関連性が高いです。
- 原子力規制委員会は、複数年の人事戦略を通じて、独立した意思決定や将来の規制の実施のために必要となる高度な専門知識を維持することを確実に

¹ IRRS : Integrated Regulatory Review Service。IAEA が加盟国の求めに応じ、原子力規制に関する法制度や組織を含む幅広い課題について総合的に評価するレビューサービス。

することができます。政府は、原子力規制委員会が職員の流動性や採用の柔軟性をより大きく持つことができるようにすることで、人材の確保を支援できます。

- 原子力規制委員会は、そのマネジメントシステムの文書化とその実施を強化すべきです。

最終報告書はミッションから約3か月後に IAEA から提出される予定ですが、原子力規制委員会は、ミッションでの議論を踏まえた対応について最終報告書を待たずに検討できるものに関しては対応の整理を進めます。



図 5. IRRS ミッションの様子



図 6. IRRS ミッションでのレビュアーからのインタビューの様子

3. 原子力規制委員会自身の継続的改善

(1) 組織体制の充実

令和7年7月1日付けで長官官房に「調査室」を新設し、原子力規制に関する課題について、職員が自発的に調査を行い、幅広く知見や情報を収集して、原子力規制委員会内に共有する取組を試行しています。これまでに、海外での原子力規制の状況や東京電力福島第一原子力発電所事故への対応や事故後の規制の状況などをテーマに職員が作成した16件の調査ペーパーが共有され、職員間でのコメントのやり取りが行われています。

(2) 業務改革の推進

原子力規制委員会第3期中期目標では、人口減少社会への移行でも持続可能な規制組織としていくため、多様で柔軟な働き方や効率的な業務遂行ができるための環境の整備を掲げています。

そのうち、各職員の業務上の気付き事項を収集する取り組みとして、既存の業務改善提案を引き継ぐ形で、令和7年6月からNRA-CAP（日々の業務等における職員の気付き事項を「改善の種」として、組織横断的に改善活動を支援・管理していくための活動）の試行を開始しました。提出された76件の気づき事項に対して対応方針を適時整理し、8割以上の案件について完了としており、例えば旅費手続での負担感に係る気づき事項等に対して、各作業の必要性等を周知しつつ可能な限り改善を図り、個々で問題を抱えず、組織として対応していくなどの改善を行っています。

(3) 情報システムの利活用推進

令和8年1月に原子力規制委員会ホームページをリニューアルし、利用者が必要な情報をより分かりやすく入手できるサイトへと再編しました（<https://www.nra.go.jp/>）。具体的には、これまでホームページに掲載していた会議等のアーカイブを保存性能が優れたN-ADRES（デジタルアーカイブシステム）へデータ移行し、ホームページからN-ADRESへのアクセスを改善することで、情報の閲覧性を落とすことなく、ホームページ側の掲載量を簡素化しました。並行して、ホームページ全体のアクセシビリティ向上を図るため、デザインを全面的に改修しました。

また、令和7年度上期に27申請等について、令和7年10月1日から電子政府の総合窓口(e-Gov)上から行うことを可能としました。下期は、50申請等について、令和8年度からオンラインでの申請を可能とするためのシステム構築を行いました。

(4) マネジメントシステムの運用による継続的改善

原子力規制委員会マネジメント規程に従って、年度業務計画のPDCAサイクルの運用、7部署に対する内部監査、18件の新規の要改善事項（業務上の要求事項を満たさない事案）への対応等を実施し、組織の運営管理の継続的改善を図りました。

要改善事項のうち、手数料の徴収に関する案件については、第35回原子力規制委員会（令和7年10月8日）に実用発電用原子炉の許認可申請に係る手数料の未徴収があったことが報告され、それ以前にも原子力規制検査に係る手数料の徴収に関する誤りがあったことから、原子力規制委員会が所管する法令に基づく手順のうち手数料の徴収の過去5年間の実績を調査し、第41回原子力規制委員会（令和7年11月19日）において追加の誤りがあったことが報告されました。これらが発生した原因を除去する措置を進めています。また、当該措置の一部として、申請と同時に手数料をオンラインで納付することが可能な環境の整備を進めています。

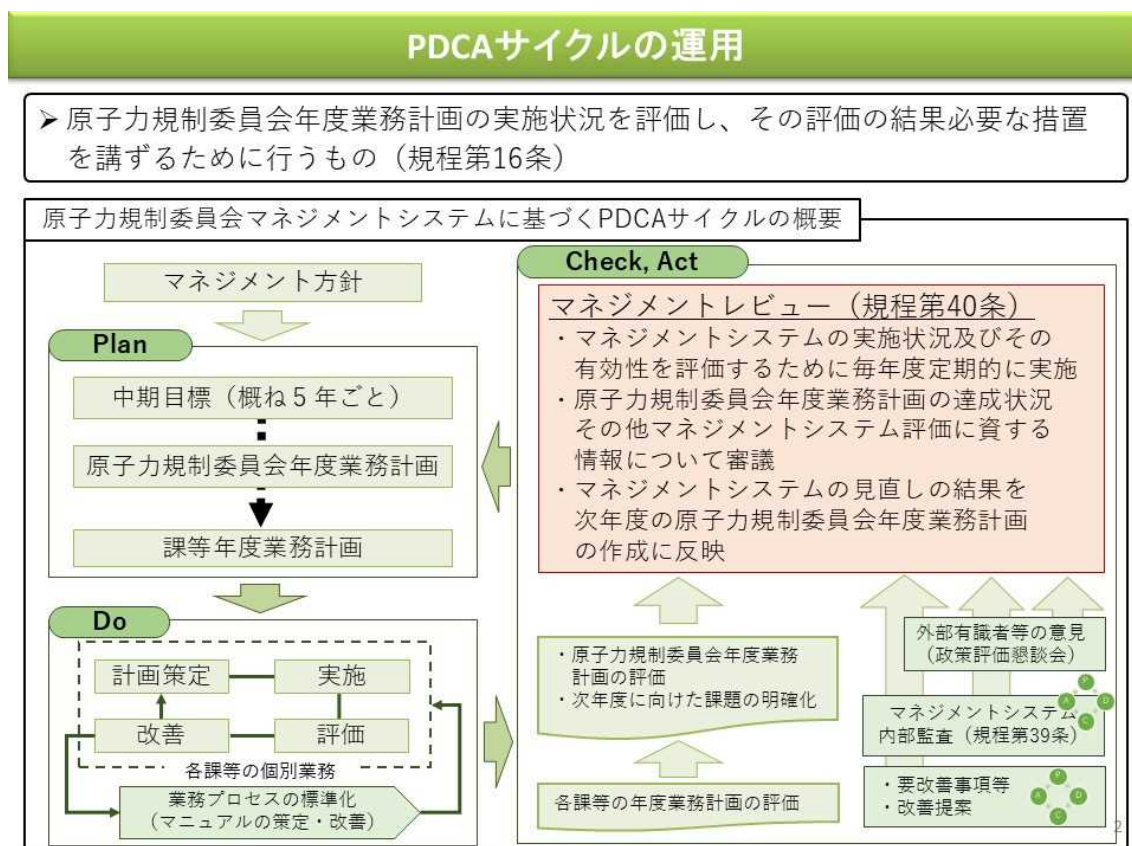


図7. マネジメントシステムに基づくPDCAサイクルの運用

Ⅱ. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

1. 原子炉等規制法に基づく規制の着実な運用

(1) 審査の進捗

実用発電用原子炉については、令和8年2月28日時点で、設置変更許可8件、設計及び工事の計画の認可31件(変更認可を含む。)、保安規定変更認可29件、型式認証3件(変更承認を含む。)、長期施設管理計画の認可5件(変更認可を含む。)並びに廃止措置計画の変更認可3件の処分を行いました。

主なものとして、令和7年7月30日に北海道電力泊発電所3号炉(本体施設)の新規制基準適合性に係る設置変更許可を行いました。また、令和7年12月19日には東北電力女川原子力発電所2号炉の特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事の計画の認可を、令和7年5月28日には東北電力女川原子力発電所及び関西電力高浜発電所の使用済燃料乾式貯蔵施設に係る設置変更許可を行いました。

令和7年6月6日(本格施行日)から新たに義務付けられた長期施設管理計画については、準備行為としてあらかじめ申請されたもののうち、運転を継続するために本格施行日の前日までに認可が必要なもの全てについて同日までに認可しました。また、新制度への移行に伴う保安規定の変更認可申請についても同日までに認可しました。

また、核燃料施設等については、試験研究炉等において設置変更許可1件、設計及び工事の計画の認可1件並びに保安規定変更認可3件、再処理施設において保安規定変更認可2件、加工施設において設計及び工事の計画の認可4件並びに保安規定変更認可1件、廃棄物管理施設において保安規定変更認可1件、廃棄物埋設施設において保安規定変更認可1件、核燃料物質使用施設において使用(変更)許可(承認)11件、保安規定変更認可6件、合併・分割認可2件及び廃止措置計画認可1件の処分を行いました。

(2) 検査の実施

令和8年1月に起動した東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉を含めた各地の原子力施設に対して、原子力規制委員会は、所定のガイドを活用して計画どおりに厳正かつ適切に原子力規制検査を実施しました。

検査で特定した気付き事項については、リスク情報を活用しつつ適切にスクリーニングし、重要度及び深刻度を適切に評価し、検査指摘事項と評価された20件(このうち、重要度「緑」、深刻度「SLIV(通知なし)」と評価した指摘事項が

19件、重要度「緑」、深刻度「SLⅢ」と評価した指摘事項が1件）の内容の報告を受けました。

なお、東京電力柏崎刈羽原子力発電所7号炉については、令和6年度第1～4四半期の安全実績指標の結果を踏まえ、第6回原子力規制委員会（令和7年4月30日）において同発電所7号炉の原子力規制検査の対応区分を第1区分から第2区分に変更することを了承しました。追加検査を令和7年5月22日及び23日に実施し、追加検査の結果については、第19回原子力規制委員会（令和7年7月9日）において報告を受け、当該検査結果を受けた原子力規制検査における対応区分の変更（第2区分から第1区分）を了承しました。



図8. 長崎委員による泊発電所の現地視察

2. 中部電力の不正行為への対応

中部電力浜岡原子力発電所の新規規制基準への適合に係る設置変更許可申請については、3号炉は平成27年6月16日、4号炉は平成27年1月26日付けの申請書に対する審査を進めてきました。

令和8年1月5日に中部電力は「浜岡原子力発電所の新規規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案について」を公表しました。

本事案の概要について、以下のように第50回原子力規制委員会（令和8年1月7日）に報告されました。

- 令和7年2月に原子力施設安全情報申告制度に基づく情報提供として、原子力規制庁に連絡があったことから、原子力施設安全情報申告調査委員会に諮りつつ、原子力規制庁で情報提供者からの詳細な聞き取りなど、中部電力への調査に向けた準備を行い、同年5月から、原子力規制庁が中部電力との面談を数度にわたり実施し、不正行為の有無等について事実関係の確認を進めてきました。
- 令和7年12月18日の中部電力との面談において、中部電力から会社内部の調査でも不正行為が確認された旨の説明がなされました。
- それまでに判明している不正行為は、基準地震動の策定における断層モデルを用いた地震動評価のうち統計的グリーン関数法による評価に関するものでした。

原子力規制委員会は、第51回原子力規制委員会（令和8年1月14日）において、設置変更許可申請書の新規規制基準への適合性を説明する審査資料のうち、基準地震動の策定に関して、中部電力がデータを意図的に操作するといった不正行為が確認されたことから、本事案に対する詳細な事実関係等を把握するため、中部電力に対し原子炉等規制法に基づく報告徴収命令の発出を行うことを決定しました。

また、以下のように対応することを了承しました。

- 浜岡原子力発電所3号炉及び4号炉の設置変更許可申請については、審査対象である設置変更許可申請書や申請内容を説明するための資料に対する信頼性が損なわれていることから、審査を行うことはできないので、審査会合、ヒアリング、面談等は実施しないこととしました。
- 中部電力に対する原子力規制検査として、審査資料作成作業に係る品質管理に対する保安規定の遵守状況等を確認することとしました。
- 原子力施設安全情報申告制度に基づく調査について、引き続き、原子力施設安全情報申告調査委員会において審議した上で処理することとしました。
- 浜岡原子力発電所に係る、現在受理している原子炉等規制法に基づく許認

可又は検査に関する申請のうち、直接に施設のリスク低減をもたらす性質の内容ではないものについて、申請書の信頼性を疑わざるを得ない状況にあることから、本事案に関する改善が確認されるまでの間、審査や検査は行わないこととしました。

- 今後の申請案件については、施設の安全機能を維持するためのもの、安全上の観点で廃止措置計画を進めるために必要なものなど原子力施設のリスクの低減に必要な対応措置を含むもの、核セキュリティ対策の充実に必要なもの、国際約束の履行に必要なものについては、審査や検査を行います。その他の申請については、必要に応じて個別にその取扱いを原子力規制委員会に諮ることとしました。

第 61 回原子力規制委員会（令和 8 年 2 月 25 日）に、原子力規制委員会は、中部電力の不正行為に係る検査状況の報告（1 回目）を受けました。引き続き、本事案の事実関係及び経緯について、関係者への聞き取りや関係資料の確認などを進め、検査の状況については、その情報が一定程度まとまった段階で報告を受ける予定としています。

なお、今回の事案を受けて、原子力規制委員会として審査プロセスの改善などにより対応すべき点について、今後検討していくこととしています。



図 9. 中部電力本店での原子力規制検査

3. 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の審議を踏まえた規制の改善

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の調査審議結果として令和6年7月5日に取りまとめられた「発電用原子炉施設の安全性向上評価制度のあり方や運用の見直しについて」を踏まえ、第7回原子力規制委員会（令和7年5月14日）において、安全性向上評価制度の短期的な見直しに対応するための関係規則・ガイドを改正しました。

原子炉安全専門審査会（炉安審）・核燃料安全専門審査会（燃安審）

- 原子力規制委員会設置法第13条第1項の規定に基づき設置。
- 原子力規制委員会は、原子炉及び核燃料の安全性に関する事項について、審査会に調査審議を指示。
- 審査会は、原子力規制委員会の指示を受けた事項について、原子炉の安全性（炉安審の所掌）と核燃料の安全性（燃安審の所掌）に関して調査審議を行い、原子力規制委員会に報告するとともに、必要に応じ、指示を受けた事項に関する助言を行うことができる。
- 審査会の委員は、原子炉^{※1}、核燃料物質^{※2}、放射性廃棄物^{※2}、放射線、自然災害、人的・組織的要因等の学識経験者を選定。任期2年。

※1は原子炉安全専門審査会のみ、※2は核燃料安全専門審査会のみ。



図 10. 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会について

4. グレーデッド・アプローチの原子力規制への適用の強化

原子力規制委員会は、第3期中期目標において、グレーデッド・アプローチ²の積極的な適用により、より一層安全上の重要度に応じた規制制度及び規制活動となるよう継続的な改善を進めることとしています。グレーデッド・アプローチに基づく規制を一層進めることで、規制リソースを安全上の重要性や効果に応じて最適な形で割り当てることが可能となり、真に実効ある規制を推進していきます。また、IRRS ミッションの受入れに先立ち、原子力規制委員会の取組を自ら見直す機会として自己評価を実施し、作成した事前提出資料（ARM）（第38回原子力規制委員会（令和7年10月29日）了承）においては、以下の点を対応すべき課題としました。

- ・ 今後想定される人的資源が厳しくなる状況においても規制の実効性を確保し続けるために審査業務の効率性の向上に取り組んでいく必要があります。
- ・ グレーデッド・アプローチの更なる積極的な適用を行うために、また新規制基準適合性審査の経験も踏まえて、とりわけ実用発電用原子炉に係る許認可制度について、安全上の重要度に応じた規制制度となるよう見直しを検討すべきです。

これらの課題への対応方針として、以下に示す取組をアクションプランに定めました。

- ・ 実用発電用原子炉施設の各種許認可制度におけるグレーデッド・アプローチの適用を強化します。
- ・ 廃止措置計画認可制度について、グレーデッド・アプローチを踏まえ必要な見直しを行います。
- ・ 審査の予見性の向上に資する許認可の在り方等規制のプロセスについて必要な見直しを行います。
- ・ その他の施設についても実用発電用原子炉の検討を踏まえて必要な見直しを行います。

その後、第3期中期目標や上記アクションプランを踏まえ、第41回原子力規制委員会（令和7年11月19日）及び第48回原子力規制委員会（令和7年12月17日）において、実用発電用原子炉の許認可制度等に関する見直しに関して2回の討議を実施しました。また、第1回実用発電用原子炉の許認可制度等の見直しに関する意見交換会合（令和8年2月20日）を開催し、事業者意見の聴取及び担当者レベルでの意見交換を実施しました。引き続き、IRRS ミッションで

² IAEAによるところの、安全を統制するシステムにおいて、統制の厳しさを起こりうる事故やリスクに応じたものとする手法のこと。

の指摘も踏まえ、各種許認可制度に係る見直しの方向性について事業者との意見交換や委員会での討議を継続しながら、検討を進める予定です。

5. 核融合等の新たな技術の利用への対応

核融合（フュージョン）装置については、原子力規制庁において、国内のフュージョン装置の現地確認を行うだけでなく、上期に米国、下期に仏国、英国、独国内に出張し、現地のフュージョン装置の確認及び開発者や規制機関と意見交換を行い、海外の規制情報を収集しました。第15回原子力規制委員会（令和7年6月18日）において、フュージョン装置の開発を進める事業者等との意見交換会合の設置を了承し、原子力規制庁において計5回の意見交換会合を実施しました。第48回原子力規制委員会（令和7年12月17日）において意見交換会合の状況について中間報告を受けました。今後、フュージョン装置に係る規制上の論点を整理して原子力規制委員会で議論するとともに、引き続き事業者等の開発の進捗に応じて意見交換を行うこととしています。

建替原子炉については、建替原子炉の設計に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会を計5回開催しました。第40回原子力規制委員会（令和7年11月12日）において、意見交換会での意見聴取結果について中間報告を受けました。今後、中間報告後に事業者に聴取した内容を含め、原子力規制庁において規制上の論点等を整理した結果について報告を受け、規制上の取扱いについての考え方を示す予定です。

AIの利用については、産業界や米国での取組状況等を調査し、第75回技術情報検討会（令和7年9月25日）で報告しました。

核融合発電のしくみ

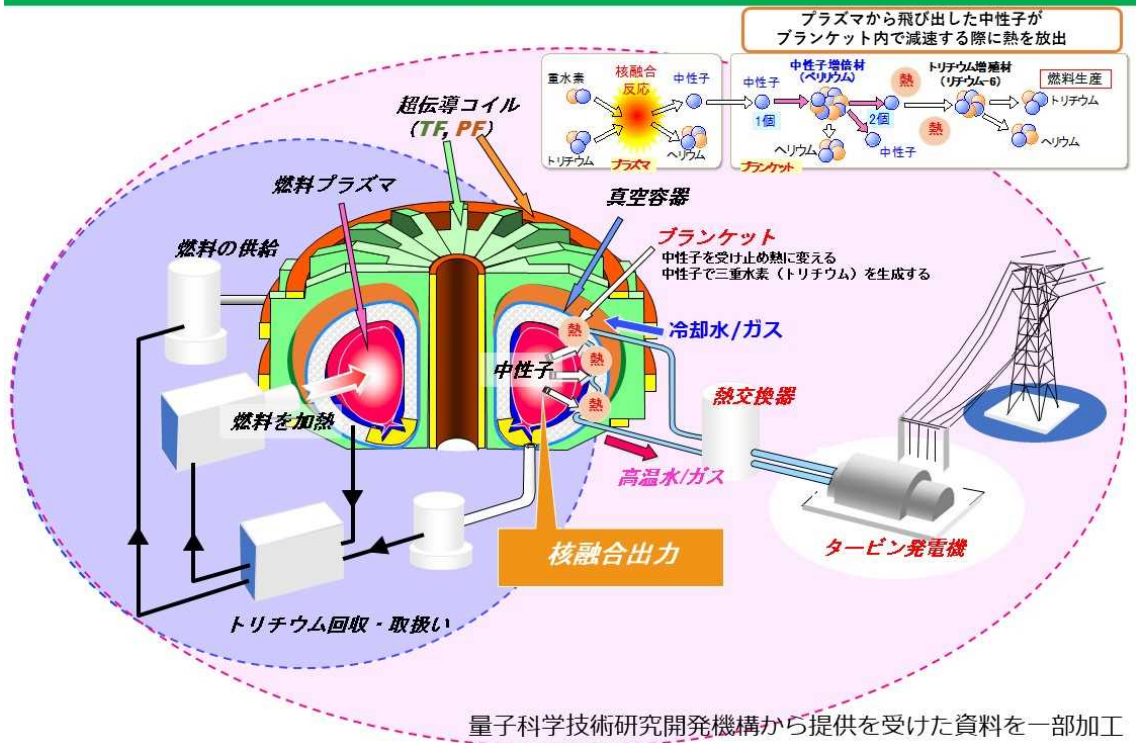


図 11. 核融合発電のしくみ



図 12. 核融合科学研究所の現地確認 (写真提供:核融合科学研究所)

6. 原子力規制委員会における安全研究の推進

原子力規制委員会の技術基盤の維持・向上を図りつつ安全研究を着実に実施し、その成果を、NRA 技術報告 1 件、NRA 技術ノート 1 件、論文 19 件、査読付きプロシーディングス 7 件、学会発表 38 件として公表しました。また、公表した安全研究活動について、米国原子力学会原子力臨界安全部会の最優秀論文賞や日本保健物理学会の奨励賞など、計 6 件の外部表彰を受けました。

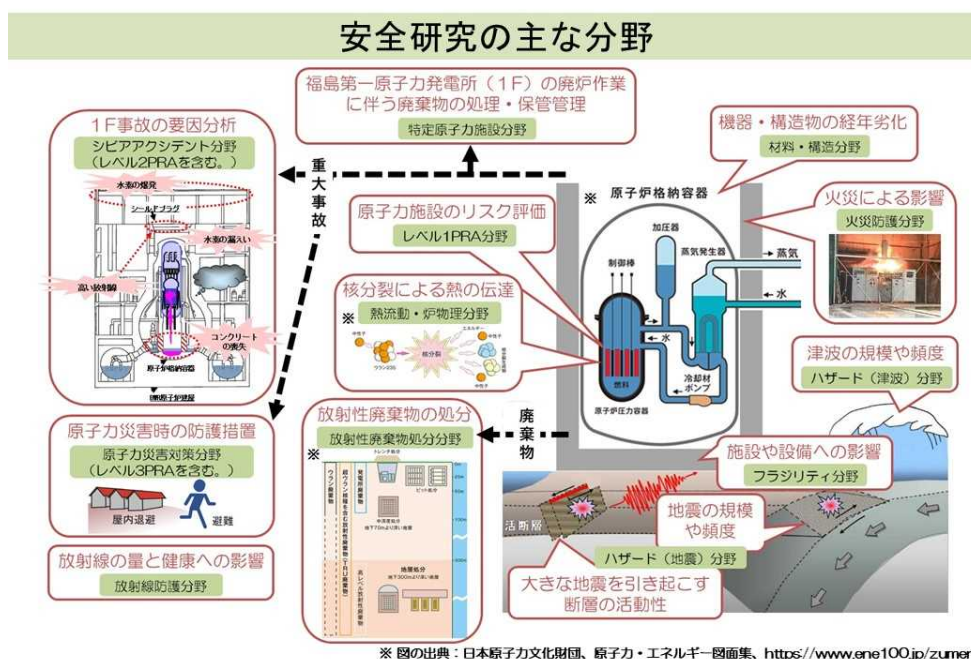
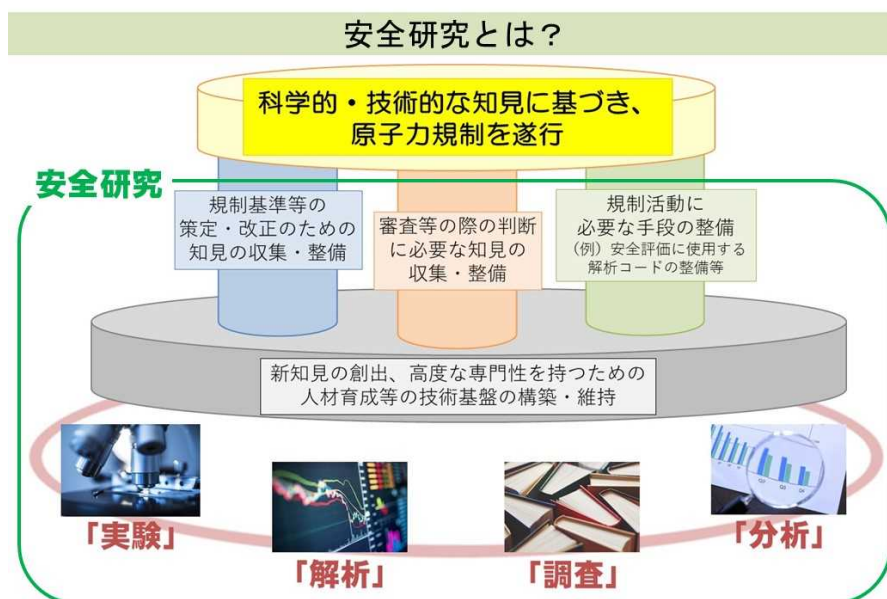


図 13. 安全研究とその主な分野

Ⅲ. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

1. 核物質防護対策を充実する規制の見直し

核物質防護に係る取組をより効果的かつ効率的なものとするを目的として実施している核物質防護に関する意見交換会合等での議論及び令和 6 年度第 12 回原子力規制委員会臨時会議（令和 6 年 5 月 29 日）における核物質防護に係る要求水準の特定の在り方についての了承事項を踏まえ、核物質防護に係る制度の改正を検討してきました。

第 18 回原子力規制委員会臨時会議（令和 7 年 7 月 8 日）において、特定重大事故等対処施設内での 2 人ルールの実用の改善、防護措置に係る評価改善の枠組みの改善、核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の明確化などについての原子力施設の核物質防護に係る審査基準等の改正案を了承し、事業者への意見聴取を経て、第 30 回原子力規制委員会臨時会議（令和 7 年 9 月 10 日）にて改正を決定しました。改正後の審査基準に基づく核物質防護規定の審査について、審査を加速し、全 52 件について年度内に治安機関への意見聴取に係る手続を終えることができたほか、全 52 件のうち 33 件については認可の手続を終えることができました。

また、第 56 回原子力規制委員会臨時会議（令和 8 年 2 月 4 日）において、小型無人機を巡る最新の技術動向や情勢等を踏まえた核物質防護規制のあり方の検討状況について報告を受けました。

一方、令和 6 年 7 月 22 日から 8 月 2 日までの期間で受け入れた IAEA の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッションによる勧告・助言への対応については、各勧告・助言の優先度及び重要度を踏まえて対応計画を作成し、対応を進めているところです。

原子力施設のテロ対策

- 原子力施設のテロ対策は、原子炉等規制法に基づき防護措置を義務付け
- テロリストに対する侵入防止や早期検知するための防護措置は、I A E Aの核物質防護に関する勧告文書等に準拠
 - ・多層の区域境界を設定し、フェンス、センサー、監視カメラ等の設置や警備員による巡視、出入管理を実施
 - ・サイバーセキュリティ対策として、外部からのアクセスを遮断
- テロ事案が発生した場合に対処するため、治安機関（警察、海上保安庁）が警備、警戒を実施

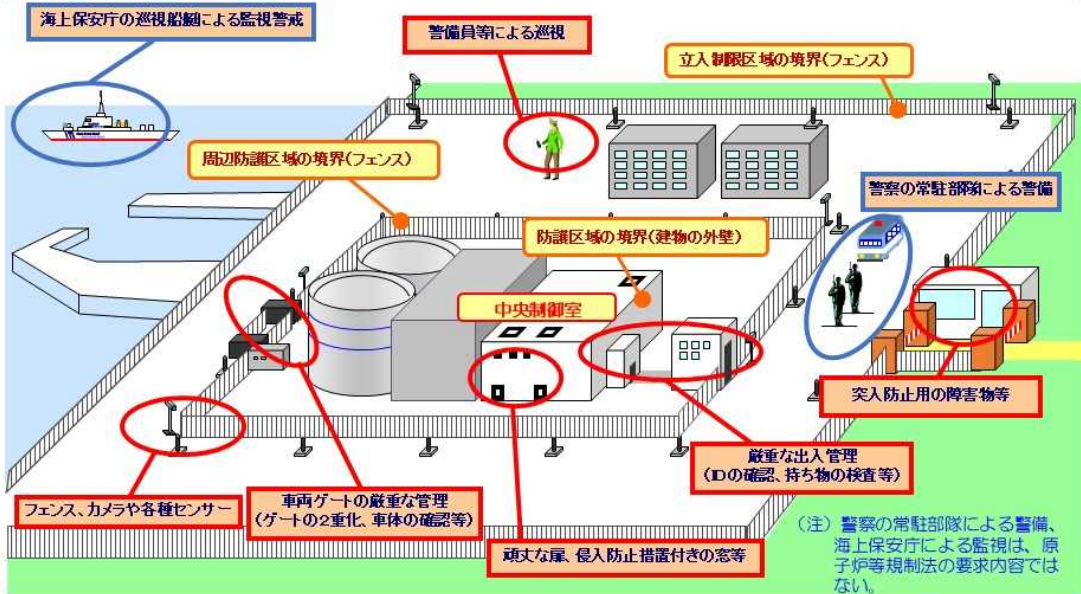


図 14. 原子力施設のテロ対策

2. 再処理施設等の審査の進捗に応じた保障措置の検討

六ヶ所再処理施設及び大型 MOX 燃料加工施設におけるしゅん工等の動向を踏まえ、今後の保障措置活動（図 15 を参照）の増大に対応するため、保障措置体制の拡充に取り組む必要があります。

このため、令和 7 年 7 月 1 日に保障措置室長を課長クラスに格上げして室を部門に改組することで、体制の充実を図りました。

また、保障措置に関する現状と課題について、第 25 回原子力規制委員会（令和 7 年 8 月 20 日）に報告がなされ、課題への対応に当たって検討が必要な項目として、以下の 4 項目が示されました。

- ① 保障措置に対応する査察官等の人材確保及び育成
- ② 六ヶ所再処理施設や大型 MOX 燃料加工施設の本格操業を見据えた、国内保障措置制度の実施体制の強化（指定機関制度のあり方の検討を含む）
- ③ 保障措置の試料分析に必要な設備や機器の適切な維持管理のあり方
- ④ 事業者における保障措置対応のあり方（保障措置上のトラブル対応、対応の品質向上、コスト負担等も含む）

これらの項目について検討を進めるため、第 33 回原子力規制委員会（令和 7 年 9 月 24 日）において、国内保障措置制度のあり方検討会の設置を了承し、第 1 回（令和 7 年 10 月 6 日）、第 2 回（令和 7 年 11 月 11 日）及び第 3 回（令和 8 年 2 月 19 日）会合を開催し、検討を進めました。

保障措置活動とは

➤ 原子力を平和的に利用するためには非核兵器国は必ず保障措置を受けなければならず、日本も国際約束に基づきIAEAによる厳格な保障措置を受諾している。

➤ 保障措置とは、平和的原子力活動において用いられる核物質が核兵器などに転用されていないことを確認するとともに、万一、核兵器などに利用しようとしても早期に発見するための措置をいう。
（保障措置活動：査察官による放射線計測やカメラ等を用いた監視等の査察活動）



査察活動の様子

監視装置の保守管理

➤ IAEAは、各国から得られた情報を元に、毎年、保障措置結論を導出している。日本は「すべての核物質が平和的活動にとどまっている」という拡大結論を得ており、国際的信頼の下、平和目的の原子力活動を行っている。

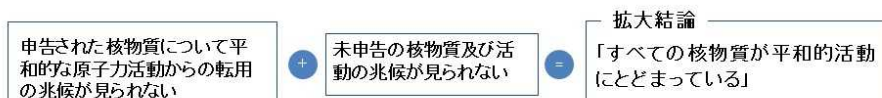


図 15. 保障措置活動とは

IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に係る規制の改善

東京電力福島第一原子力発電所の実施計画に係る審査・検査の見直しについて、第38回原子力規制委員会（令和7年10月29日）において今後の見直しの全体像を了承しました。第47回原子力規制委員会（令和7年12月10日）及び第58回原子力規制委員会（令和8年2月18日）での議論を経て、これまで10年ほど積み上げてきた審査の事務手続や審査内容など審査に係る実績や知見を集約し、審査官が効果的・効率的に審査を進める上で参考となる審査実務要領を作成しました。加えて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の改正等により、溶接検査、使用前検査及び施設定期検査を一体化するなどの検査の枠組みを整理し、リスクに応じてより柔軟な検査が可能となる制度へと改善しました。審査実務要領及び実施計画検査の枠組みの見直しについては、特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合及び特定原子力施設監視・評価検討会などにおいて事業者・外部有識者と議論しつつ検討を進めました。

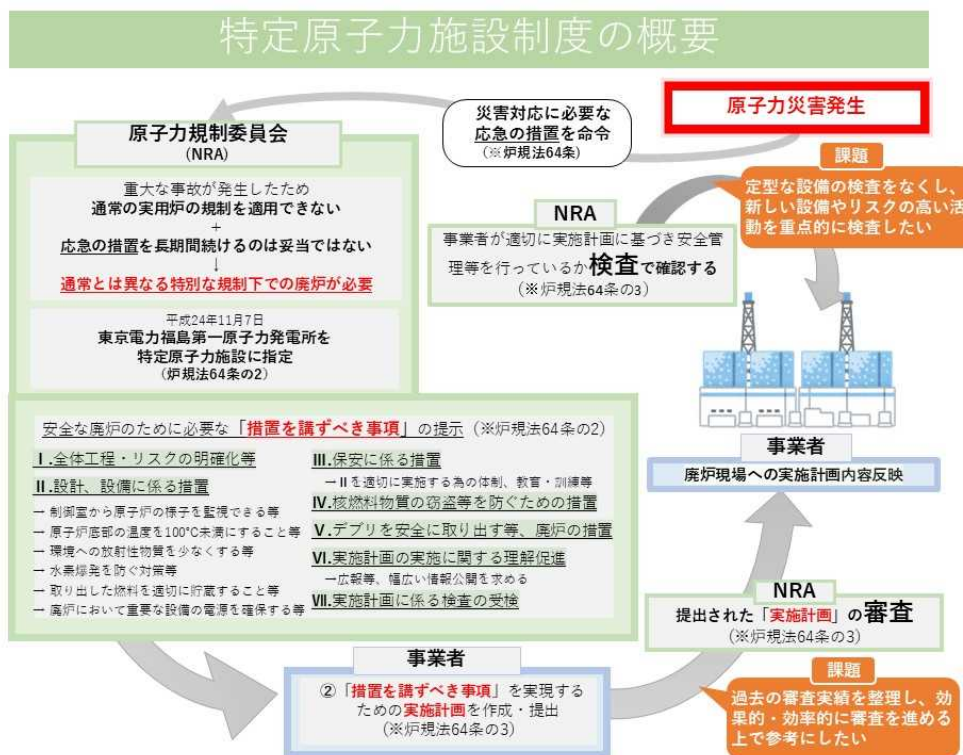


図 16. 特定原子力施設制度の概要

2. 事故調査分析の推進

第54回原子力規制委員会（令和8年1月28日）において、東京電力福島第一原子力発電所の事故調査・分析の今後の取組方針について了承しました。まず、4つの主要課題（放射性物質の放出経路、水素爆発のメカニズム、機器設計に係る事項、原子炉格納容器内部調査の結果を踏まえた事項）については、分析などに一定の目処が得られているものは、具体的な調査・分析の計画に沿って行い、これらの取組は短期的（2～3年程度を目途）に成果を取りまとめることとしました。その後については、短期的な取組において解明できないもの（物理・化学などの基礎的分野における検証等）や廃炉作業に伴って得られる情報等から調査が必要と判断した事項（原子炉格納容器内部調査等から新たに得られる情報）について、その時点における最新の知見、廃炉の進捗状況、現場へのアクセス性等を考慮して取組方針を検討し、具体的にどのような事故調査を実施するか判断することとしました。

表1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析の結果に係る中間取りまとめ

東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析の結果に係る中間取りまとめ（2025年版）の整理表		
調査項目	知りたいこと	分析の状況
（第一章） 1号機非常用復水器に係る確認結果と考察	1F事故において、非常用復水器（IC）の冷却機能が原子炉の冷却にどのように働いたのか？	ICの冷却機能については、津波襲来後の電源喪失以降は、“冷却機能喪失”と断定されてきた。しかし、冷却機能の一部が作動する程度の蒸気が原子炉からICへ送られ、原子炉の冷却に貢献していた可能性が高いことが分かってきた。
（第二章） 1号機原子炉格納容器ペDESTALで確認されたコンクリート損傷	なぜ、溶融デブリにより損傷を受けた格納容器ペDESTALの鉄筋コンクリートが、鉄筋はほぼ原型を残し、コンクリートだけ消失するような損傷を受けたのか？	セメント硬化体の特性の一面として、高温から徐熱されると構造相転移が生じ、体積膨張する事を実験的に確認した。この原因として、“粉末化”が起こった可能性が高く、低温環境下（400～800℃）でもコンクリートの損傷が進む可能性があることが分かってきた。
（第三章） 水素爆発事象の解明： 3号機水素爆発事象	なぜ、水素のような軽いガスが、建物の最上階ではなく、下層階の限られた環境で爆発を開始したのか？ また、このときの水素爆発のエネルギーの大きさは？	水素が最上階でなくても一定の条件下で、下層階に流入し、爆発する条件が整うことを実験的に確認した。 また、水素爆発のエネルギーも、水蒸気や燃えにくいガスが共存しても、一定のエネルギーを伴う爆発が起こることが分かってきた
（第四章） 1号機原子炉建屋のシールドプラグの変位及び変形に係る検討	なぜ、1号機の150トンもの重さのシールドプラグに大きなズレが生じたのか？	シールドプラグの直下で水素爆発が発生したと仮定すれば、現在のズレを説明できることが分かってきた。しかし、同時に、直下で水素爆発が起こる可能性が極めて低いこともわかってきた。
（第五章） 1号機ベントに係るモニタリングポスト等分析の検討状況	ベントによる白煙に含まれる放射性物質が、当時の周辺環境中をどのように振る舞い、広がったのか？	白煙に含まれる放射性物質からの放射線の観測値と、当時の映像をもとに、簡易的な大気拡散シミュレーションを行い、限定的であるがその様子を再現出来るようになってきた。
（第五章） 2号機X-6ペネで確認された堆積物	なぜ、燃料デブリが存在する炉心から数m程度離れた配管内に大量の燃料デブリの粉末が存在するのか？	試験的取出で採取した燃料デブリとこの粉末を比較したところ、鉄成分が多いことが分かってきた。このことから、この粉末は、炉心近傍の燃料デブリとは異なるメカニズムで生成された可能性があることが分かってきた。
（第五章） 1～3号機シールドプラグで確認された高汚染に係る調査	なぜ、シールドプラグに多量の放射性物質が蓄積したのか？	実際に、シールドプラグの隙間を再現し、水蒸気を通す実験を行い、鉛直壁での水蒸気の凝結には、温度差以外の条件が必要であることが分かってきた。

V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

1. 放射線審議会の審議を踏まえた放射線防護の推進

放射線審議会では、ラドンや鉱石等に含まれるトリウムなど、自然起源放射性物質（NORM）に対する放射線防護の考え方について検討を進めてきました。最新の国際知見や調査研究の結果を踏まえ、放射線審議会第168回総会（令和7年9月29日）において、新報告書「自然起源放射性物質に対する放射線防護の基本的考え方」を取りまとめ、NORMに対する放射線防護や屋内環境のラドンに対する防護措置等に関する考え方を示しました。

参考レベル、推奨値、自主的管理のための指標

- 国際機関が定める「参考レベル」をもとに、放射線審議会が我が国での「推奨値」を定め、事業者が自主的管理のための「指標」を作成し、作業員や一般公衆の保護に活用する
- 参考レベル： 国際的に合意された放射線量や放射能濃度等の値、あるいはその考え方。
 - 推奨値： 我が国の制度的・社会的背景や文化等を踏まえて、放射線審議会が提示する放射線量や放射能濃度等の値。
 - 自主的管理のための指標： 推奨値をもとに、各事業者又は所有者が独自に設定する値。

数値を設定する主体	国際機関 ICRP IAEA World Health Organization		放射線審議会 NRA JAPAN	事業者
名称	参考レベル		推奨値	自主的管理のための指標
現存被ばく状況	1~20mSv/年 (Pub. 100)			
NORM	数mSv/年未満 (less than a few mSv) (Pub. 142)	年間1mSv程度 ¹⁾ (GSR Part 3)	数mSv/年未満 (less than a few mSv)	実用場面においては、線量率(単位: $\mu\text{Sv}/\text{時}$)に換算可能
ラドン	上限300 Bq/m ³ (可能であれば100 Bq/m ³ を目指すべき) (Pub. 126)	300 Bq/m ³ 以下 (GSR Part 3)	100 Bq/m ³ 達成困難な国では、300 Bq/m ³ (10mSv/年に相当)上限とすべき (WHO radon handbook) <ul style="list-style-type: none"> 100 Bq/m³: この値を超える可能性があるとして認められた際には、より精密に調査を実施 300 Bq/m³ (年平均): この値を超える状態が継続すると見込まれる際には、必要に応じて線量を評価し、低減対策を講じる 	議論事項

¹⁾ この「年間1 mSv程度」について、一般安全指針GSG-17(規制免状概念の適用)では、実際的には1~2 mSvの範囲の線量を念もと解釈されるべきであると推奨されている

図 17. NORM に対する放射線防護における参考レベル、推奨値、自主的管理のための指標

2. 緊急時対応の実施、対応能力の維持・向上

(1) 事故トラブル・大規模自然災害への対応

事故トラブルへの対応として、原子力施設等における法令報告事象、その他法令報告に該当しない軽微な事象及び管理下でない放射性物質の発見が発生した際に係る対応等を行いました。令和7年度は3件の法令報告がありました。

また、大規模自然災害等が発生した際には、原子力施設等の異常の有無を確認し、関係機関や報道機関への情報共有、対外的な情報発信等の対応を行いました。令和7年度は、3件の情報収集事態のほか、情報収集連絡体制強化等への対応を行いました。

(2) 対応能力の維持・向上

四国電力伊方発電所を対象とした令和7年度原子力総合防災訓練（令和7年11月）をはじめとする、原子力災害を想定した多数の訓練への参加等を通じて、緊急時対応要員の能力の維持・向上を図りました。

また、実際の情報収集事態等への対応や訓練等を通じて得られた教訓を活かし、各種マニュアルの改定を行うとともに、令和6年度原子力総合防災訓練で得られた教訓等について内閣府原子力防災担当とも連携して改善点の抽出等を行い、「原子力災害対策マニュアル」の改訂協力を行いました。

原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、原子力事業者は防災訓練を実施し、その結果を原子力規制委員会に報告することとされています。原子力規制庁は、毎年度原子力事業者から報告を受けた訓練結果をとりまとめた上で、原子力規制委員会委員及び原子力事業者の参加を得て、原子力事業者防災訓練報告会を開催しています。令和7年7月17日に第17回原子力事業者防災訓練報告会を開催し、令和6年度事業者防災訓練に対する原子力規制庁の評価結果や能登半島地震の教訓を踏まえた訓練の実施成果、事業者が主体的に運営している訓練経験共有ワーキンググループの活動状況（ノウハウやマルファンクションなどのデータベース化）等について報告があり、良好事例や教訓などが共有されました。また、同報告会の結果は第25回原子力規制委員会（令和7年8月20日）で報告を受けました。

(3) 緊急時活動レベル（EAL）の見直しについて

緊急時活動レベル（EAL）の長期課題に関する検討の進め方について、第9回原子力規制委員会（令和7年5月21日）において了承しました。また、第61回原子力規制委員会（令和8年2月25日）において、EAL見直しの検討状況及び「屋内退避を解除できる原子炉施設の要件等の具体化」の検討状況について報告を受けました。



図 18. 令和 7 年度原子力総合防災訓練

3. 玄海原子力発電所周辺上空における光の確認事案への対応

令和 7 年 7 月 26 日に発生した核物質防護事案（玄海原子力発電所周辺上空における光の確認事案）に係る初動対応とその課題及び今後の対応方針について、第 30 回原子力規制委員会臨時会議（令和 7 年 9 月 10 日）で報告を受けました。また、上記臨時会議後の核物質防護事案に係る初動対応の課題への対応状況及び改善策検討中に同事案が発生した場合の対応について、第 43 回原子力規制委員会臨時会議（令和 7 年 11 月 20 日）で報告を受けました。

改善策として、まず、報道対応強化のために広報室員（広報担当）が緊急時対応センター（ERC）に参集することとし、核物質防護事案において情報発信する際には核物質防護事案担当等に確認を行うこと等について、「原子力災害対策初動対応マニュアル～情報収集事態及び警戒事態における対応～」の改正や宿日直時の手順の見直しを行いました。

引き続き、改善策の案の原子力規制委員会での審議に向け、関係機関等との調整を行うとともに、改善策を取りまとめた上で、これを踏まえた関連マニュアルの改正を計画的に進めます。

4. 屋内退避の効果的な運用のための原子力災害対策指針の改正

令和6年1月13日に女川地域において開催した地元自治体との意見交換の場での意見を踏まえ、原子力災害対策指針が定める防護措置の1つである、屋内退避の効果的な運用方法の検討のため、令和5年度第73回原子力規制委員会（令和6年3月27日）において、「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」を設置しました。同検討チームは約1年にわたって議論を行い、令和7年3月28日に、屋内退避の解除要件、屋内退避の継続を判断するタイミングの目安、避難への切替え、一時的な外出等の考え方を「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書」に取りまとめました。第1回原子力規制委員会（令和7年4月2日）において、同報告書の内容を原子力災害対策指針（以下、この項で「指針」という。）に反映することを了承しました。

第15回原子力規制委員会（令和7年6月18日）では、指針の改正案のパブリックコメントの実施を了承し、その結果を踏まえ、第29回原子力規制委員会（令和7年9月10日）で指針の改正を決定しました。改正した指針は令和7年10月3日から適用が開始されました。

また、指針の関連文書として、屋内退避の運用の詳細を解説した文書である「防護措置としての屋内退避の考え方及びその運用について」を作成することとし、第39回原子力規制委員会（令和7年11月5日）では文書案のパブリックコメントの実施を了承し、その結果を踏まえ、第58回原子力規制委員会（令和8年2月18日）において策定しました。また、それに併せて、「原子力災害対策指針に関するQ&A（屋内退避編）」を公表しました。

また、報告書や改正した指針の内容を踏まえた、屋内退避の運用の周知についてもあわせて取り組んでおり、自治体から要請を受けた説明会や各地域の原子力防災協議会作業部会等の場において、住民や自治体関係者等へ説明を行いました。例えば、柏崎刈羽原子力発電所周辺地域においては、令和7年6月の新潟県柏崎市、長岡市での住民説明会、柏崎市原子力防災セミナーでの講演会、令和7年10月の新潟県議会などの場で屋内退避の説明を行いました。

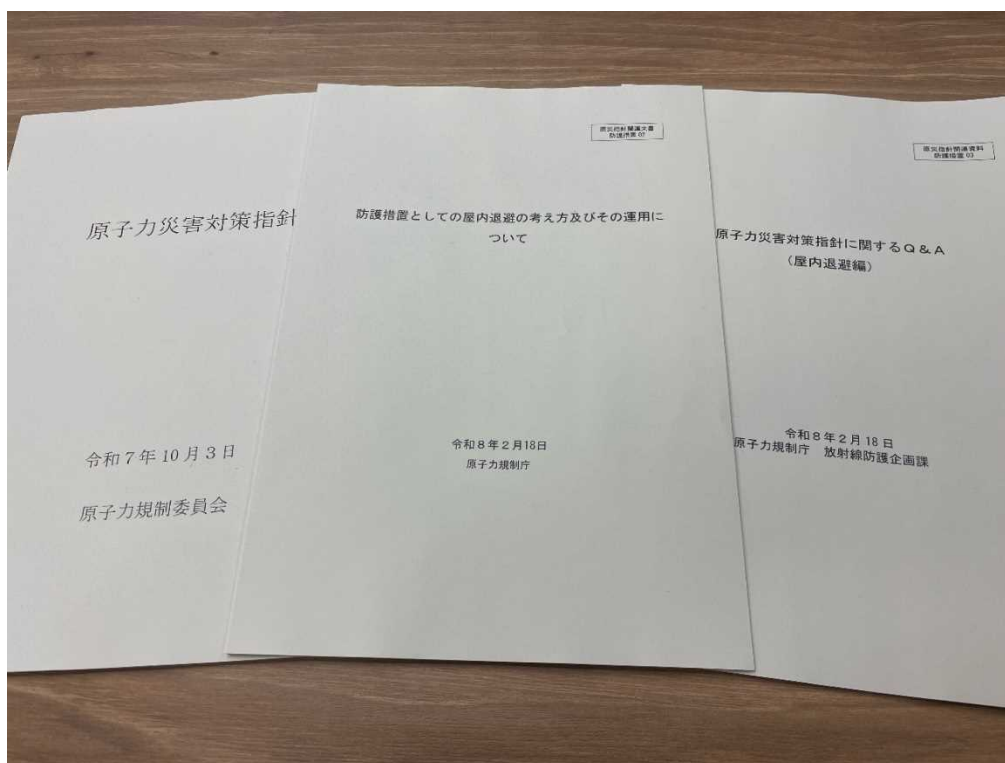
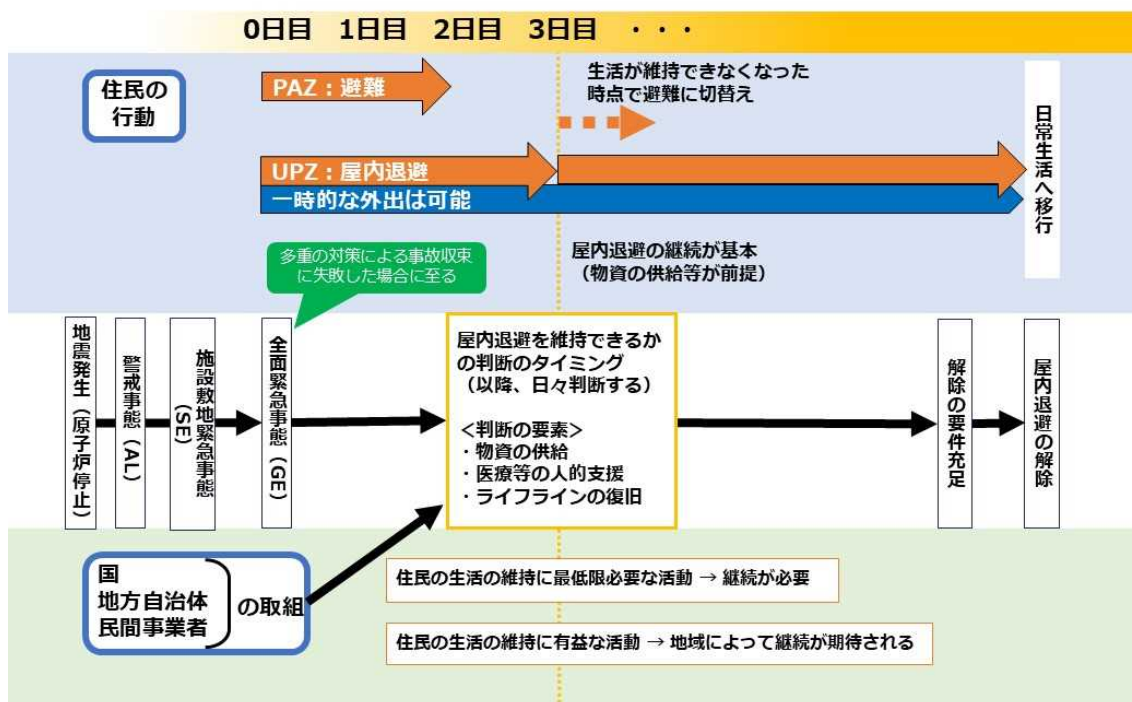
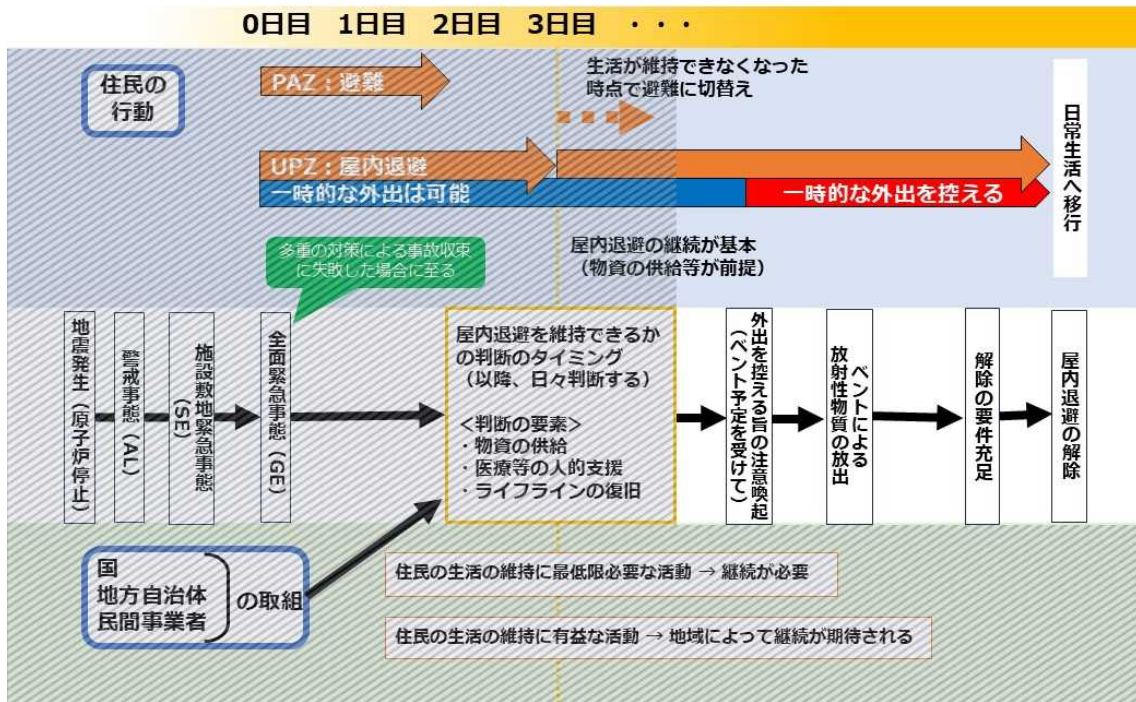


図 19. 原子力災害対策指針と関連文書

参考資料 事故の時間軸に即して、住民はどのように行動すればよいのか
(ケース① 放射性物質の放出がない場合)



参考資料 事故の時間軸に即して、住民はどのように行動すればよいのか
(ケース② 重大事故等対策が成功した場合)



参考資料 事故の時間軸に即して、住民はどのように行動すればよいのか
(ケース③ 重大事故等対策が失敗した場合)

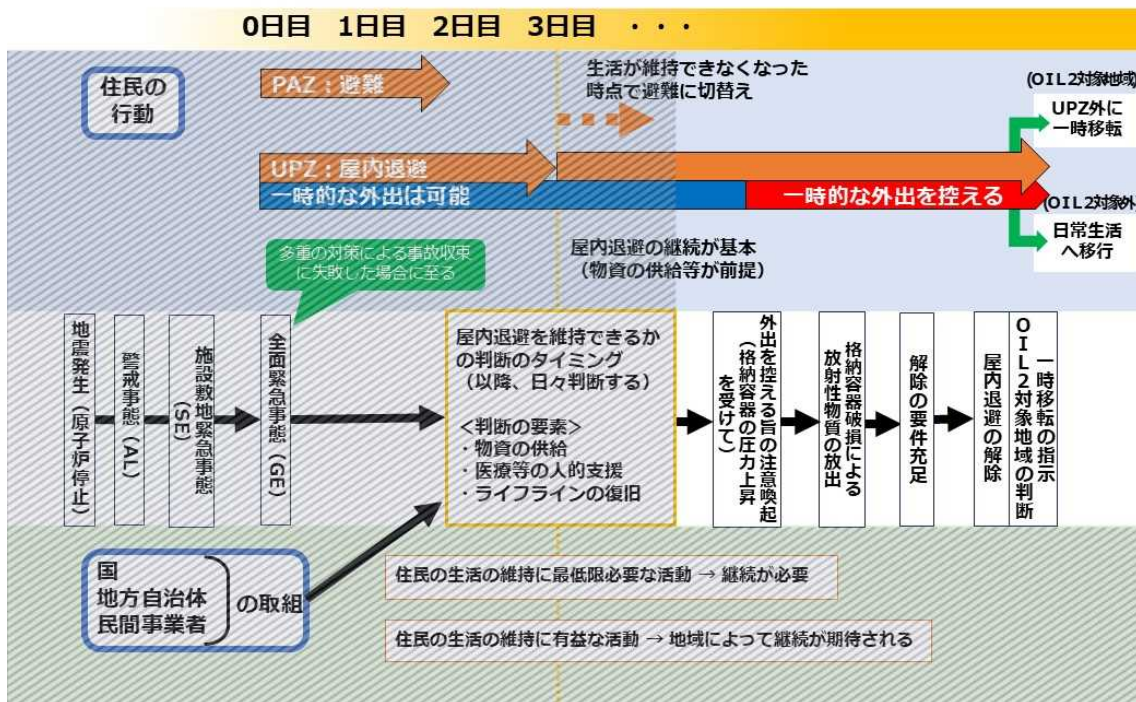


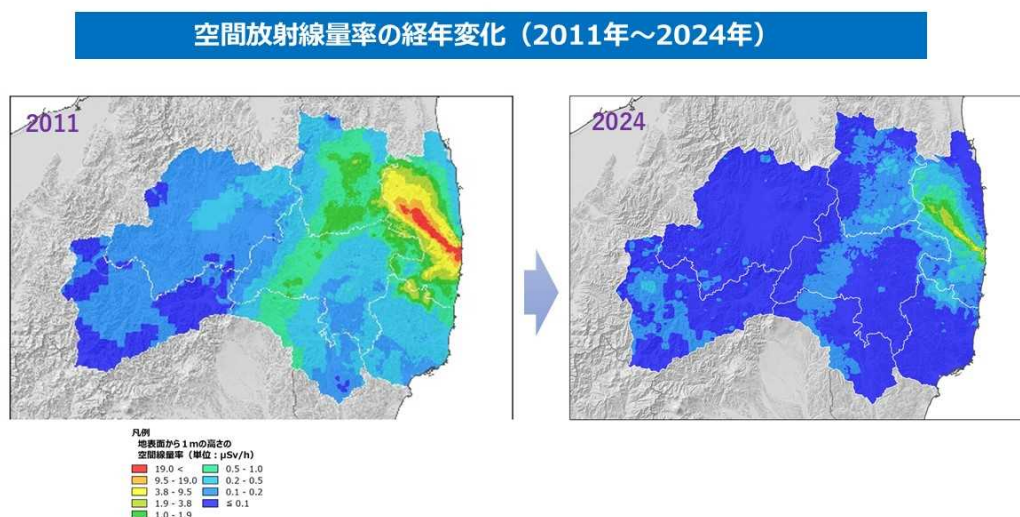
図 20. 屋内退避の運用のイメージ

5. 放射線モニタリングの実施と測定結果の分かりやすい情報発信

原子力規制委員会は、「総合モニタリング計画」に基づき、福島県の環境モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を引き続き実施しました。また、事故後、福島県内に設置したモニタリングポストで測定された空間放射線量率のデータを経年変化でまとめ分かりやすく示した資料を作成し、令和8年2月までに福島県内全ての市町村に対して説明を行いました。

原子力規制委員会は、「放射線モニタリング情報共有・公表システム」にて、緊急時における国民への情報伝達の円滑化のために、平常時からモニタリング情報の公表を行っています。当該システムについて、令和8年3月の新システムへの更改に向け、従来関係道府県が個別に整備していた環境放射線モニタリング結果のデータ収集・解析のためのサーバを含めて、クラウド環境上に一体的に整備するとの方針の下、システム構築を進めました。

また、放射線モニタリングの分野に新たな技術を実装し、より強靱で機動的な放射線モニタリングシステムを構築するべく、先進的モニタリングシステム構想を取りまとめ、その実現に引き続き取り組みました。



出典：原子力規制委員会「福島県における空間放射線量率の状況（令和7年9月3日 第28回原子力規制委員会資料）」を元に作成

図 21. 福島県の空間放射線量率の経年変化（2011年～2024年）

おわりに

原子力規制委員会は、その組織理念に「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」という使命を掲げ、5つの活動原則に基づいて取り組み続けています。現在は、令和11年度までの中期目標を達成すべく、規制の実施と改善、規制機関としての組織運営に注力していますが、技術や社会・経済の変化のスピードの速い昨今、様々な情勢に対応していくことが求められます。「継続的改善」は東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓の中でも、原子力規制委員会が最も大切にしなければならないものの一つです。

今後も、社会の要請に応えつつ、的確な原子力規制を行う組織として活動していくため、たゆまぬ改善の努力を続けていくことを肝に銘じて、原子力規制行政に取り組んでいきます。